

介護保険特集号

《編集・発行》
西宮市健康福祉局
 〒662-8567
 西宮市六湛寺町10番3号
 介護保険グループ ☎ 0798-35-3313
 介護認定グループ ☎ 0798-35-3152
 長寿福祉グループ ☎ 0798-35-3286
 保健サービス課 ☎ 0798-35-3127

平成18年度～20年度の65歳以上の方の 介護保険料の基準額(月額)は3,993円(県の平均:約4,300円)

介護保険料は3年ごとに見直すこととされており、平成18年度から20年度に必要な保険給付費や65歳以上の方の人数などから推計し、設定いたしました。

平成15年の改定時には月額3,107円と算定しましたが、剰余金4億6千200万円を取り崩すことにより2,934円に据え置くことができました。(全国平均3,293円)

しかし、全国的な傾向と同様に保険給付費が毎年1割以上伸びており、平成18年度からの3年間も要介護認定者数が毎年約300人ずつ増え、保険給付費も増加することが予測されますので、保険料の改定を行いました。本市にとっては、今回初めての引き上げとなります。

みなさまがより安心して介護サービスを利用できるよう、介護予防マネジメントの本格的な展開や保険給付の適正化、また適正な介護認定の実施に取り組むなど、この制度を安定して運営するよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

保険料改定の変更点

① 低所得者層の細分化

世帯全員市民税非課税の方は平成17年度までは第2段階になっていましたが、平成18年度からは第2段階と第3段階に区分し、新第2段階の方の基準額に対する割合を、0.75から0.5に引き下げました。

② 課税層の段階設定

本人が市民税課税の層については、課税層のうち所得の高い方から負担能力に応じた負担を求めることにより、全体の基準額を低く抑えることができるため新たに第7段階を設け、基準額に対する割合を1.75に設定しました。

③ 税制改正に対応する激変緩和措置

高齢者の非課税限度額の廃止に伴い保険料額が上昇する方については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、保険料率の段階的引き上げ(激変緩和措置)を行います。

保険料の各段階の年間保険料額

平成17年度	平成18年度～20年度			
保険料段階	保険料段階	基準額に対する割合	対象者の要件	年間保険料額
第1段階	第1段階	基準額×0.5	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税	24,000円
第2段階	第2段階	基準額×0.5	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	24,000円
	第3段階	基準額×0.75	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を越える	35,900円
第3段階(基準額)	第4段階(基準額)	基準額×1.0	本人が市民税非課税で世帯員が課税	47,900円
第4段階	第5段階	基準額×1.25	本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満	59,900円
第5段階	第6段階	基準額×1.5	本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上400万円未満	71,900円
	第7段階	基準額×1.75	本人が市民税課税で合計所得金額400万円以上	83,900円

※各段階の年間保険料額は月額3,993円を年額にして、各段階の割合をかけて、100円未満の端数を四捨五入しています。

納期ごとの保険料額

特別徴収(年金からの天引き)の方については、4月・6月・8月は前年度の2月の金額で徴収し、10月以降で調整していましたが、18年度からは8月以降で調整することが出来るようになりました。

右の表は、特別徴収、普通徴収(納付書などで納める)、特別徴収と普通徴収の併用、それぞれ毎回の納付金額の算出方法を示しています。

特別徴収(年金からの天引き)の場合							
平成17年度	平成18年度						
18年2月	4月	6月	8月	10月	12月	19年2月	
〇〇円	〇〇円	〇〇円	△△円	△△円	△△円	△△円	

2月の保険料徴収額と同額

年額に届くように、8月から2月の4回分で調整します。

普通徴収(納付書などで納める)のみの場合										
平成18年度										
年額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇〇円	〇〇円									

年額を10回に分けて納めます。

特別徴収と普通徴収の併用の場合(10月から特別徴収開始)							
平成18年度							
年額	普通徴収				特別徴収		
	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月
〇〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	☆☆円	☆☆円	☆☆円

6月から9月の普通徴収額の合計と、10月・12月・2月の特別徴収額の合計がほぼ等しくなるように1回ごとの額を計算します。

保険料の決定通知書は6月中旬にお送りします。

個人ごとの保険料額、納付方法などについて記載した**介護保険料の決定通知書は6月中旬にお送りします。**

納付書で納める方については、一緒に納付書もお送りします。

保険料減免の拡大

今回、保険料の改定に伴い「市民税世帯非課税で生計困難者に対する減免」の要件のうち、市民税世帯非課税という要件を廃止し、対象者の拡大を行いました。

この減免の拡大は平成18年度の保険料から適用されますので、申請の受付は6月中旬以降になります。(その他の減免は随時、受付中です。)

詳しいお問い合わせは
 介護保険グループ (0798-35-3313) まで